

# 第1回 環境保全型農業直接支払制度に関する第三者委員会 議事概要

令和2年11月30日（月）

15:59～17:11

場所：オンライン開催

## 議 事 次 第

1. 開会
2. あいさつ
3. 議事
  - (1) 委員長選任
  - (2) 環境保全型農業直接支払制度の概要
  - (3) 環境保全型農業直接支払制度に関する第三者委員会の進め方
  - (4) 令和元年度 環境保全型農業直接支払交付金の実施状況
  - (5) 環境保全型農業直接支払交付金の環境保全効果を把握するための調査のうち、  
生物多様性保全効果の調査の進め方について
  - (6) その他
4. 閉会

**(事務局)** 事務局でございます。

少し定刻よりも早いですが、委員の皆様、おそろいでございますので、ただいまから第1回環境保全型農業直接支払制度に関する第三者委員会を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、オンラインによる開催とさせていただいております。御不便等をおかけしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日のオンライン会議では通信環境の確保のため、後ほどお決めいただきます委員長を除いて、御発言の際以外はビデオをオフにして御参加いただきますようお願い申し上げます。御発言される際には、ビデオをオンにした上で画面に向かって挙手をしていただきますようお願いいたします。

今までのところで音声が聞き取りづらいなど、不具合はございますでしょうか。

特段問題ないようでしたら、まず議事に先立ちまして、生産振興審議官の安岡より御挨拶申し上げます。よろしくお願いいたします。

**(安岡審議官)** 皆さん、お疲れさまでございます。生産振興審議官の安岡でございます。

環境保全型農業直接支払制度に関する第三者委員会ということで、開催に当たり一言御挨拶を申し上げます。

最初に委員の皆様方、本当にお忙しい中、特に11月、12月と年末を迎える中、委員をお引き受けいただき、心より感謝申し上げます。

また、担当の方からもお話し申し上げましたけれども、新型コロナウイルスの感染防止ということで、オンラインでの開催となっております。本来であれば顔を見合わせながらいろいろ議論したいところでもありますけれども、この御時世、御不便をおかけいたしますけれども、御協力のほどよろしくお願いいたしますということでございます。

本日の話題である環境保全型農業直接支払交付金、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援するというところで、平成23年度から開始されて、平成27年度以降は農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の下、制度として推進しているところでございます。

私自身、ちょっと申し上げますと、実は環境保全型農業直接支払交付金の前身となっている農地・水・環境保全向上対策を最初に創設するときに検討していたメンバーの一人で、やはりこうやって定着してきて、制度として進んでいることに関しては非常に感慨深いものを持ってお

ります。

昨年の8月、最初の法律ができて5年目ということで、5年にわたる第三者委員会での御議論を頂いて、第1期の最終評価を取りまとめることができまして、大変改めて、皆様方にいろいろな御意見を頂いて、御礼申し上げたいと思います。最終評価を踏まえて、制度の見直しを行い、本年度より第2期の対策を行っているところでございます。

近年の状況も皆さん御存じのとおりSDGsでありますとか、パリ協定の採択、いろいろな形で国内外で環境でありますとか、サステナビリティへの関心が非常に高まってきております。国内でもSDGsを受けて、企業の行動、もしくは消費者の行動なんかでもいろいろな形での関心や変容が見られているところだと承知しているところでございます。

農林水産省でもこのほど、我が国の今後の食料の安定供給、さらには農林水産業の持続的な発展、地球環境の両立といったようなことを実現させるため、「みどりの食料システム戦略（仮称）」の検討といったことも省内で開始されているところでございます。

こうした情勢の中では、今後とも環境保全型の農業の推進がこれまで以上に重要になっていくのではないかと考えております。

こういった状況の中で、環境保全型農業、さらには、こういった交付金が様々な形でどのような効果を持っているのか、さらには、今後どういうふうに展開していけばいいのかということについては、引き続き委員の皆様方にいろいろ検討いただき、御検証いただいたりして、よりよい制度にこれから発展できるように、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

皆様方のお力添えを頂くことをお願い申し上げます、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いたします。

**(事務局)** ありがとうございます。続いて委員の皆様を御紹介させていただきます。

お手元にお配りしております出席者一覧に沿って御紹介をさせていただきます。

まず明治大学農学部教授の市田委員ですが、本日は急遽御予定により御欠席と伺っております。

続きまして、千葉大学大学院園芸学研究科教授の犬伏委員でございます。よろしくお願いたします。

**(委員)** よろしくお願いたします。

**(事務局)** 続きまして、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農業環境変動研究センター生物多様性研究領域ユニット長の大久保委員でございます。

**(委員)** どうぞよろしくお願いたします。

(事務局) 続きまして、京都大学大学院公共政策連携研究部教授の岡委員でございます。

(委員) よろしくお願ひいたします。

(事務局) 続きまして、農業ジャーナリスト・フリーアナウンサーの小谷委員でございますが、小谷委員におかれましても、急遽御予定があり、御欠席とお伺ひしております。

続きまして、一般社団法人環境パートナーシップ会議副代表理事の星野委員でございます。

(委員) 今日はよろしくお願ひいたします。

(事務局) 最後に宮城大学食産業学群教授の三石委員でございます。

(委員) よろしくお願ひいたします。

(事務局) 当省の出席者については、お手元の出席者一覧を紹介を替えさせていただきます。安岡審議官は都合がありまして、ここで退席させていただきます。どうもありがとうございました。

それでは続きまして、資料の確認をさせていただきます。

事前に郵送させていただきましたお手元の資料を御確認ください。

まずA4サイズの紙が3枚ありまして、議事次第、それから出席者一覧、配付資料一覧がございます。続いて、以降、右肩に資料番号をつけておりますけれども、資料1-1として、第三者委員会に係る環境保全型農業直接支払交付金の実施要綱・実施要領の抜粋、それから、資料1-2として、環境保全型農業直接支払制度に関する第三者委員会設置要領、資料2-1として、環境保全型農業直接支払交付金についてと題した横長の冊子、続きまして、資料2-2として、環境保全型農業直接支払交付金の令和2年度の制度見直し、資料2-3、事務負担軽減の取組に関する資料、資料3、第三者委員会の進め方(案)、資料4、令和元年度環境保全型農業直接支払交付金の実施状況、資料5として、環境保全効果(生物多様性保全効果)調査の進め方(案)、参考資料としまして、環境保全型農業直接支払交付金の取組の手引きという冊子、それから、令和2年度の環境保全型農業直接支払交付金の地域特認取組についてのリーフレット、最後に農林水産省の共通申請サービスについてのリーフレットをお配りしております。

もし不足している資料などがございましたら、お知らせください。その際はメールで送信させていただきます。よろしいでしょうか。

また、不足などがありましたら、随時お知らせください。よろしくお願ひします。

次に幾つかの注意事項をお知らせいたします。

本日の資料、それから議事録につきましては、公開させていただくこととしております。議事録につきましては、会議後に委員の皆様にご確認をさせていただいた上で、御発言された方の

お名前を伏せた状態で公開させていただくこととしております。

また、通信や音声等にトラブルが生じた場合は、チャットでお知らせいただくか、事務局まで電話連絡を頂ければと思います。

それでは、議事に移ります。

ホームページでもお知らせしたとおり、冒頭のカメラ撮影は以上といたしますので、御協力をお願いいたします。

それでは、議事の1つ目、委員長の選任に移らせていただきます。

本委員会は資料1-2にあります設置要領の定めによって、委員の互選により委員長を選任することとしております。委員長として立候補、あるいはこの方にぜひというような推薦がある方がいらっしゃいましたら、カメラをオンにさせていただいた上で挙手を頂ければと思います。いかがでしょうか。

**(委員)** 三石委員を委員長に推薦させていただきたいと思います。第1期の環境保全型農業直接支払制度に関する第三者委員会でも委員長として評価の取りまとめに大きく貢献されました。また、食料・農業・農村政策審議会委員や、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の施行状況の点検・検証委員会の委員も務められ、農林水産行政に深く精通されています。

**(事務局)** ありがとうございます。今、三石委員を委員長に推薦いただく御意見を賜りました。そのほかございますでしょうか。

特段ないということでありましたら、異議がないということで、三石委員に委員長をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(「お願いします」と呼ぶ者あり)

**(事務局)** それでは、三石委員に委員長をお願い申し上げます。

これ以降の議事運営を三石委員長にお願いしたいと思います。本日はオンライン開催ということもありまして、三石委員長のインターネット接続に問題が生じた場合は、こちらから適宜フォローさせていただきたいと思いますので、あらかじめ御了承ください。

それでは、三石委員長、よろしく申し上げます。

**(委員)** よろしくをお願いいたします。

それでは、時間も限られていますので、早速、本日の議事に入りたいと思います。

議事の2つ目は、環境保全型農業直接支払制度の概要ということですので、この件について資料の2-1から2-3まで続けて事務局の方から御説明をお願いいたします。

**(事務局)** どうぞよろしくお願いいたします。資料2-1の1ページ目では、環境保全型農業の歩みを整理しています。平成19年に開始された農地・水・環境保全向上対策において、地域ぐるみで化学肥料及び化学合成農薬を原則5割以上低減する取組に対して支援を行ったのが、この事業の前身でございます。平成23年度には、地球温暖化防止や生物多様性保全への対応が求められていたことを踏まえ、環境保全型農業直接支援対策としまして、化学肥料や化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い取組に対して支援を行うよう制度を見直しました。平成26年度には、多面的機能支払、中山間地域等直接支払と環境保全型農業直接支払の3支払制度を日本型直接支払制度として位置付け、平成27年度以降は、同年に制定された農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律、いわゆる多面法に基づく制度として、実施してきました。

実施期間は1期5年間であり、令和2年度から第2期が始まったということでございます。

2ページ目では、法律の概要として、基本理念や計画、制度等について整理しています。

3ページ目では、日本型直接支払制度の概要を整理しています。多面的機能支払は、多面的機能を支える共同活動や農地、水路、農道等といった地域資源の質的向上を図る共同活動を支援しています。中山間地域等直接支払は、中山間地域等における農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて、農業生産活動を維持するための活動を支援するというものでございます。そして、環境支払につきましては、自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援するというもので、これら3つの支払制度によりまして、農業の有する多面的機能の発揮を図っているところでございます。

多面的機能支払、中山間地域等直接支払の予算規模につきましては、それぞれ約490億円、260億円という規模でございますけれども、環境直接支払につきましては、25億円ということで、他の2支払よりも桁数が1つ少ないというような状況になっております。

4ページ目では、環境保全型農業直接支払交付金制度の概要について整理しています。化学肥料及び化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い取組に対して支援を行っているということでございます。

写真が幾つか載っていますけれども、地球温暖化防止に効果がある取組としては、カバークロップとか、堆肥の施用というものがございます。これらは、土壌中に炭素を貯留することによって、地球温暖化防止に貢献する取組でございます。生物多様性保全に効果がある取組としまして、有機農業等がございます。有機農業は、化学肥料とか化学合成農薬を一切使わないことにより、カエルとかトンボが増えるなど、生物多様性保全に貢献している取組でございます。

交付単価は、各取組の掛かり増し経費に着目して設定しております。例えば、有機農業でありますと、化学肥料や化学合成農薬代が必要なくなりますけれども、有機肥料の購入とか、除草の労働費が必要となります。これらを差し引いた追加的コストを支援しているという考え方でございます。

カバークroppとか、堆肥の施用及び有機農業、これらにつきましては、全国共通取組として、全国どこでも取り組むことができる取組です。一方で、地域特認取組として、都道府県の申請を受けて地域を限定して支援する取組もございます。

続きまして、5ページ目では、取組内容と交付単価につきまして、詳細な説明を記載しています。

6ページ目では、支援の対象となる農業者の要件及び事業要件を整理しています。支援の対象となる農業者の要件は、取組を行う作物について販売を目的として生産していること、また、国際水準のGAPを実施していることです。

国際水準のGAPとは、GLOBAL G. A. PやAS IAGAP、JGAPの認証取得がいつでも可能となる水準を目指し、食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理に関わる5つの分野の生産工程管理の取組について、十分な知識や知見を持った指導者による指導、研修等を受講して、その理解に基づき自ら実施することを指します。これは認証の取得を求めているものではございません。国際水準GAPを実施する農業者に対しては、国際水準GAPに関する指導、研修等を受講したことを証明する書類及びGAP理解度・実施内容確認書の提出を求めており、市町村は、この提出書類の内容を確認するほか、抽出によって、農業者の保管するGAP取組を証明する書類、例えば作業日誌や写真等を確認することで、国際水準GAPの取組を確認しています。

また、事業要件としましては、多面法の基本理念に基づき、地域の農業者の連携等による環境保全型農業の普及推進を図ることを目的として、地域住民との交流会など、自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進する活動、いわゆる推進活動を実施することとしております。

続きまして、7ページ目では、交付ルートについて記載しております。交付金額は国が2分の1負担、都道府県、市町村がおのおの4分の1負担ということになっており、交付金は市町村から農業者団体等に交付されています。

8ページ目では、対象者について整理しています。支援対象は農業者の組織する団体を基本としていますが、集落の耕地面積の概ね2分の1以上で対象活動を行うなどの一定の条件を満

たし、市町村が特に認める場合は、単独の農業者も対象者となります。平成26年度までは対象者を農業者としていましたが、平成27年の多面法制定に伴い、地域でまとまった取組を推進するために、農業者の組織する団体を対象としたというところでございます。

9ページ目では実施状況を整理しています。令和元年度の実施面積は約8万ヘクタールであり、平成23年度以降増加傾向にあります。平成29年度から30年度にかけて実施面積が減少していますが、これは平成30年度に同一のほ場での複数取組支援を廃止したことによるものです。実施件数は、平成27年度より対象者を農業者団体としたことにより、平成26年度と比較して減少しています。

10ページ目です。本事業では、交付金の交付状況の点検及び効果の評価を行うために、国、都道府県は中立的な第三者機関を設置することになっております。平成27年度から令和元年度の第1期においても、第三者委員会において中間年評価、最終評価を実施したところです。

11ページ目には、参考として、第1期の第三者委員会の開催スケジュールを掲載しています。第1期では、4年目の平成30年度に中間年評価、5年目の令和元年度に最終評価を実施しています。

12ページ目では、参考2として、第1期の国の第三者委員会で実施した最終評価の概要を記載しています。第1期の評価では、地球温暖化防止と生物多様性保全について評価を実施し、地球温暖化防止効果につきましては、取組による土壌への炭素の貯留を計算できる「土壌のCO<sub>2</sub>吸収「見える化」サイト」または科学的知見に基づいて設定した計算式によって、取組ほ場の温室効果ガス削減量を評価し、取組ほ場全体で約14万トンのCO<sub>2</sub>を削減できたと評価しております。また、生物多様性保全効果につきましては、農水省の委託プロジェクト研究で開発された「農業に有用な生物多様性の指標生物 調査・評価マニュアル」等により、取組ほ場での生き物調査を実施しまして、ほとんどの取組ほ場におきまして、生物多様性が非常に高い、または、生物多様性が高いという結果が得られています。

これらの評価によりまして、環境支払の支援対象取組が高い環境保全効果を持つことを、科学的なデータに基づきまして可視化することができたというところでございます。

続きまして、資料2-2の、令和2年度の制度見直しのポイントについて御説明します。

まず、第三者委員会における評価で地球温暖化防止効果が高いと評価され、かつ、全国で実施可能な取組を全国共通取組としました。逆に、効果測定調査の結果、効果が低いと評価された一部の取組は、支援対象から除外しています。

食農審の果樹・有機部会におきまして、有機農業政策は国際的に整合性があり、かつ消費者

にとって分かりやすい制度設計とすべきとの意見が出されたことから、有機農業の取組水準を「国際水準の有機農業」としました。国際水準の有機農業とは、化学肥料や化学合成農薬を使用しないことに加えて、慣行栽培からの転換期間を2年以上確保するなど、国際的な政府機関（コーデックス委員会）が定めたガイドラインに沿って行う農法のことを言います。この変更に伴い、新たに農薬等の飛散防止措置を取る等が要件化されました。

地域の環境課題や農業実態を勘案して支援する地域特認取組については、環境保全の目的が必ずしも地域の実態に即していなかったことから、全国共通の残額の範囲で都道府県が自由に運用可能な制度に変更しました。

営農の実態調査に基づき、有機農業やカバークロープ等の単価を見直しました。

資料2-3の、事務負担軽減の取組について御説明いたします。

今年度から有機農業の取組水準を国際水準の有機農業としたことで、書類による栽培記録等の確認に加えて、農薬等の飛散防止措置等を講じていることの現地確認が必要となりました。市町村の現地確認の負担軽減を図る観点から、農業者同士による参加型確認手法を令和2年度に試験的に導入しています。この導入による効果を評価し、令和3年度以降の継続について検討を行うこととしています。

2点目として、農林水産省においては、補助金や交付金に関わる事務手続のオンライン化を図るため、農林水産省共通申請サービスの導入を進めておまして、今年度から一部事業で試験的に申請受付を開始しています。環境直接支払につきましても、令和2年度に申請画面の設計を行い、令和3年度に試行運用、令和4年度から全国運用を実施するため、今、作業を進めているところでございます。

簡単ではありますが、私からの説明は以上となります。

**(委員)** ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明のあった内容について御質問があればお願いいたします。なお、本日はオンライン会議ですので、発言される際は発言者の方はビデオをオンにした上で画面に向かって挙手を頂き、お名前をおっしゃった上で発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

**(委員)** 単価が変わって、有機農業の場合、かなり上がりましたがけれども、主に何が効いて、これは上がったのでしょうか。

**(事務局)** 有機農業については、平成30年に掛かり増し経費の実態を委託事業によって調査しまして、有機質肥料の購入費ですとか、あるいは除草にかかる労働時間などを慣行農業と比

べた結果、今まで設定していた単価よりも高くする必要があるという最終的な判断に至ったものです。何が効いているというところであれば、その2点、有機質肥料の購入費用ですとか、労働時間が慣行よりも長いというところが効いていると理解しております。

(委員) 分かりました。ありがとうございます。

(委員) ほかに御質問はございますでしょうか。

よろしいですか。

そうしたら、後ほどでも構いませんので、次に資料3の方の説明を事務局の方からお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(事務局) そうしましたら、資料の3ということで、第三者委員会の進め方(案)について御提案させていただきます。

2ページ目をご覧ください。改めまして、第三者委員会の役割について御説明いたします。交付金の実施要綱において、国及び都道府県の第三者委員会は、交付金の交付状況の点検及び効果の評価を行うこととなっております。この評価につきましては、実施要領において、中間年評価及び最終評価を行うこととされています。また、この評価の際には農業生産活動の進捗状況や地球温暖化防止、生物多様性保全等の効果等を検討することとなっております。

3ページ目では、評価の視点(案)について御提案いたします。第2期の事業の評価は、実施要領の記載を踏まえ、農業生産活動の進捗状況及び地球温暖化防止、生物多様性保全等の効果について行ってまいります。

農業生産活動の進捗状況としては、交付実績やアンケート調査等によって、農業生産活動の進捗状況を検討し、環境保全型農業の普及推進に対する事業の効果を評価します。検討・評価の背景として、第1期の最終評価では、農業者、市町村共に取組の継続や拡大をしたいという御意向がありましたが、課題として、事務負担の軽減が挙げられていました。一方、国際水準GAPの要件化や推進活動の一部見直しを行うなど、取組の持続性の向上やレベルアップに向けた見直しも行ってきたところです。これら第1期の課題とか現状を踏まえ、農業生産活動の進捗状況については、国際水準の有機農業の「参加型確認手法」の導入や事務手続の電子化等による効果、取組の持続性向上への効果などについて検討を行ってまいりたいと考えております。

また、地球温暖化防止や生物多様性保全等の効果につきましては、第1期では地球温暖化防止、生物多様性保全の効果について科学的な手法に基づいて評価を実施し、環境保全効果が低いと評価された取組については廃止、効果が高いと評価された取組については、継続的に支援

を行っていくとしたところです。第2期では、取組による環境保全効果のさらなる可視化やさらなる効果の向上を図るための評価を実施してまいりたいと考えています。例えば、地球温暖化防止効果については、「土壌のCO<sub>2</sub>吸収「見える化」サイト」等を用いた第1期の評価手法は政府の温暖化対策計画における計算方法と一部異なるという指摘があったことから、政府の地球温暖化計画への貢献の定量化に向けた評価手法の改善を検討していきます。また、生物多様性保全効果につきましては、取組を面的にまとまって行うことによる効果の向上の可能性について検討していきたいと考えております。

4ページ目には、第2期の点検・評価のスケジュール（案）を整理しています。令和2年度の第三者委員会で、第三者委員会の進め方、生物多様性保全効果測定調査手法を検討し、第三者委員会で決定した手法に基づき、令和3年度に各都道府県で生物多様性保全効果の調査を実施します。令和3年度の第三者委員会で、温暖化防止効果や水質保全効果の調査手法を検討し、第三者委員会で決定した手法に基づき、令和4年度に各都道府県で温暖化防止効果、水質保全効果の調査を実施します。これらの調査結果や都道府県の第三者委員会での中間年評価を踏まえ、令和4年度に国の中間年評価を取りまとめます。中間年評価結果を踏まえた制度の改善に向けた検討や、令和4年度より全国運用が始まる農林水産省共通申請サービスの効果の測定のため、農業者と市町村へのアンケート調査を令和5年度に実施し、令和6年度に最終評価を取りまとめるというスケジュールを予定しています。

説明は以上です。

**(委員)** ありがとうございます。ただいま第三者委員会の進め方の案を御説明いただきました。この内容について、皆様から御質問、御意見等ございますでしょうか。

ほとんどの方は第1期に引き続いて委員に就任されておりますので、大枠は何となくお分かりだと思いますが、いかがですか。今までの全体制度の概要と、それから第三者委員の進め方、今のところよろしいでしょうか。

**(委員)** 委員長、ありがとうございます。

事前にも御説明に来ていただいたりして、御説明いただいているので大体分かります。一生懸命追いついているかなと思いますけれども、また分からないところがあったら、はい。

**(委員)** それでは、前のところに戻っても構いませんので、何かありましたら、また御質問をお願いします。ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。大丈夫ですか。

それでは、次に行きたいと思います。資料4です。環境保全型農業直接支払交付金の実施状況について、こちらの説明をお願いいたします。

**(事務局)** それでは資料4について御説明いたします。この令和元年度の実施状況につきましては、本年の8月に多面的機能支払、中山間地域等直接支払と合わせて公表しております。

1 ページ目では、実施市町村数や実施件数、実施面積について整理しています。実施面積は令和元年度で約8万ヘクタールであり、前年に比べて、約400ヘクタール増加しています。令和元年度の実施件数は、約3,500件であり、前年に比べて130件程度減少しています。この減少の要因としては、高齢化等があります。

2 ページ目には、取組別の実施面積を整理しています。図の4をご覧ください。地域特認取組が全体の約4割弱を占めておりまして、続いて、カバークロープ、堆肥の施用がそれぞれ24%、有機農業がそれに続いているという状況です。

3 ページ目は作物別の実施面積です。環境保全型農業直接支払交付金では水稻の取組が多く、約7割程度を占めています。また、都道府県別の実施状況は7ページ以降に掲載していますが、北海道とか滋賀県において、環境保全型農業に積極的に取り組んでいるということで、年度によって北海道が1位になったり、滋賀が1位になったりという状況です。

簡単ではありますが、説明は以上です。

**(委員)** 説明、ありがとうございました。

それでは今の資料について、委員の皆様から御質問ございますでしょうか。実施状況、資料4の説明です。いかがでしょうか。

今日はキックオフということもありまして、意外に皆さん、慎重に進められているのかもしれませんが、よろしいでしょうか。

それでは、次に資料5についての説明に移りたいと思います。環境保全型農業の直接支払交付金の環境保全効果を把握するための調査のうち、生物多様性保全効果の調査の進め方についてということで、引き続き事務局の方から御説明をお願いします。

**(事務局)** それでは、資料5の環境保全効果（生物多様性保全効果）調査の進め方(案)について御提案いたします。

2 ページ目をご覧ください。第1期の生物多様性保全効果の評価では、「農業に有用な生物多様性の指標生物 調査・評価マニュアル」を用いて、調査を実施しました。その結果、環境支払の取組ほ場は慣行的管理のほ場と比べて、生物多様性が非常に高い、生物多様性が高いとの判定割合が高い結果という結果になっております。

第2期の評価におきましては、さらなる生物多様性保全効果の向上や可視化について検討してまいりたいというふうに考えております。

生物多様性保全の効果の向上につきましては、まとめて実施される環境保全型農業は生物多様性保全の効果が高いのか、また、生物多様性保全効果の可視化につきましては、第1期ではほ場内の生物多様性の向上は確認されたところですが、取組ほ場周辺の生物多様性への波及効果はあるのか、この点について明らかにするために調査を実施したいということでございます。

3ページ目では、調査・分析の手法(案)について御提案いたします。面的なまとまりによる効果を検討するためには、ある程度の数の調査区を設置して、統計的に分析する必要があるため、環境支払の取組面積が大きい品目を対象に調査を実施いたします。また、統計的な分析のためには、共通の手法について、調査・実施する必要があることから、農林水産省委託プロジェクト研究の成果により開発されたマニュアルを用いて調査を行っていきます。環境支払では、取組面積が比較的大きくて、マニュアルによる調査が可能な品目として、水稻、大豆、茶を調査対象候補として選定しております。この調査によって得られたデータを統計的に分析することで、面的なまとまり等による効果を検討してまいります。

4ページ目には、参考として、調査マニュアルの概要を掲載しております。第1期の評価では、原則として「農業に有用な生物多様性の指標生物 調査・評価マニュアル」を使用してきましたが、水田を対象とした新しいマニュアル「鳥類に優しい水田が分かる生物多様性の調査・評価マニュアル」が平成30年に発行されています。この新しいマニュアルは、鳥類や植物を指標生物として訴求力や分かりやすさを改善したものであり、全ての地域で同じ指標生物による調査が可能なため、第2期の評価で実施する統計的な分析を行いやすいことから、水稻については、こちらのマニュアルを用いて調査・実施したいと考えています。

なお、第2期の生物多様性保全効果の調査では、面的なまとまりを持って取り組まれることによる効果の検証に注力するために、都道府県等の作業負担等を考慮しまして、調査対象を3ページ目の表の作物・取組に限定し、調査対象としない取組については第1期の調査結果や地域特認申請時の調査結果も利用できることとしたいと考えています。

私からの説明は以上です。

(委員) ありがとうございます。

それでは、この調査の進め方の案について、皆様の方から御質問、御意見等、ございますでしょうか。

(委員) 拝聴しまして、学術的にも多分、耐え得るような調査内容になっていまして、十分な成果が得られれば、そのまま論文として書けるんじゃないかと、そのぐらいの内容が詰めら

れているので、特に問題はないかなと思います。ぜひこういう内容をまとめて、国の政策、日本の政策というのが、やはりちゃんと学術的な知見に基づいてやられているんだというのを発信していくような材料にしてもらえればというふうに考えています。

特に今回、面的なまとまりというのが語られていますけれども、EUのCAPなんかでも、やはり生物多様性に効果が余りないんだというところを訴えるところが多くて、その理由としては、農家が個別に取り組んでいますので、そうすると、保全している場所とかがばらばらで、結局、面的な効果が現れていないんだというのを指摘するような意見が結構多いので、これにも答え得るような、日本から発信するデータになり得ると思いますので、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思っています。

1点、注意点というか、留意点なんですけれども、多分、都道府県にお願いする段階で、鳥の調査とか、いろいろお願いしなければいけないと思うんですけれども、どのぐらいやはり協力体制があるかというのが大事になってくる。あと調査地の設定がうまくいくのかどうかというのも出てくるとと思いますので、その辺を十分詰められて、来年度実施というふうに聞いていますので、その調査体制というのを事前に十分に準備していただければなというふうに考えております。

以上になります。

**(委員)** 貴重な御意見ありがとうございました。

事務局の方から何かコメントはございますか。

**(事務局)** ありがとうございました。今、お話がありましたとおり、今回につきましては、調査手法の概要ということで、第三者委員会に諮りまして、この了解を頂ければ、詳細の調査内容につきまして、設計しまして、次回の第2回の第三者委員会に諮ってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

**(委員)** ありがとうございます。

それではほかの委員の方、ございますでしょうか。

**(委員)** 生物多様性とそれ以外の地球温暖化防止との整合性というか、特に資料3の3ページ目の一番下に書いてありましたけれども、トレードオフのところをどういうふうに見つけていくのか、あるいは解消を図るのかというようなところが第2期の一つの重要なポイントかと思えます。今日すぐでなくても結構ですけども、何か事務局の方でお考えになるようなところがあれば聞かせていただけますでしょうか。よろしく申し上げます。

(委員) ありがとうございます。事務局の方、いかがですか。

(事務局) 大変重要なポイントを御指摘いただいたと思っています。

第1期の第三者委員会の中でも、例えば、中干しの延長、つまり長期中干しについては、地球温暖化防止効果は高いけれども、もしかすると、生物多様性保全効果の方でマイナスの影響を与えているのではないかというような問題提起も頂いたところでありまして、実際にどのような影響が出ているのか、あるいは、どうしたらそういった影響を緩和できるのかというところを調査できないかと考えておりまして、今、そういった予算要求もしているところでございます。予算要求が通りましたら、来年度、調査が実施できればと考えているところです。

以上です。

(委員) 例えば炭素貯留の方で見える化サイトのようなものがあるし、生物多様性の方でもそれぞれ考えられているので、両方を整合取れるような形で、さらに見える化というのが国民にも分かりやすい方向で出てくればいいなと期待しております。

よろしくお願いします。

(委員) ありがとうございます。

それではいかがでしょう、ほかの委員の皆様、御質問ございますでしょうか。

それでは、全体を通してでも構わないですが、多くの委員の方は第1期から引き続いてやっておられますので、全体を通して、せっかく初めですので、共有しておいた方が良い視点かどうか、考えや意見がございましたら、どなたか言っていただくと有り難いかなと思いますが、いかがでしょう、何かございますか。

(委員) 参加型確認手法というのが非常に興味があるといえますか、良いなと思ったんですけども、目的が事務負担軽減ということなんですけど、それだけじゃないといえますか、何か取組の農業者同士で現地確認を実施するというのが、学び合いとか、情報共有という意味でも非常に有効なのではないかなと思ったので、副次的な効果が生まれたらいいなと思いました。というのと、あと実際にこれができるのかどうか、あるいは、市町村の職員がやるのに代わって、全部取り替えるのか、どの程度それを取り入れるのかというバランスといえますか、どのぐらいこれが導入されるかについて、何かお考えがあったら伺いたいと思います。よろしくお願いします。

(委員) ありがとうございます。事務局の方から特にコメントございますか。

(事務局) ありがとうございます。この参加型確認手法を導入した経緯ですけれども、事務局の説明にもあったように、有機農業の取組水準を有機JAS認証の取組水準に上げたという

ことに伴って、必ず現地確認を行う必要が出てきました。それを全て市町村職員が行うということは非常にマンパワー的にも難しいところがありまして、こうした手法が取り入れられないかということで、今年、試行的に導入したものです。

その中で、今おっしゃったように、副次的な効果として、例えばほかの有機農業者の方の取組ほ場を見られて、これってどういうことなのと質問し合ったりして、お互いの知識の向上ですとか、技術の向上といったような効果が表れているというようなアンケートの結果もありまして、今、そのアンケート結果を取りまとめているところなんですけれども、取りまとめが終わって分析をしましたら、令和3年度、どのように継続していくかというところを検討してまいりたいと考えているところです。

(委員) よろしいですか。

(委員) 理解できました。ありがとうございます。

(委員) ありがとうございます。

それでは、ほかに御質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、時間が少し早めに来ているので、せっかくの機会ですから、私の方から少しコメントさせていただけたらと思います。

第1期、5年務めさせていただいて、先ほど冒頭に事務局から説明がありましたとおり、多面法の検証の委員会というのをついこの間までやっていました。実は今日、この会議の最中に、多面法の検証委員会の担当からメールが入りまして、3回実施した委員会の議論を踏まえた点検・検証結果が完全に公開されました。本日11月30日付で公開され、日本型直接支払制度の全ての評価が今、最終的に出ましたので、後ほど皆さんもぜひ見ていただけたらと思います。

いろいろな議論がありましたが、最後のところだけ少し読みますと、いろいろなことを踏まえて、今後、以下の措置を講ずることとするという形で、4つあります。1番、「多面法、日本型直接支払制度のさらなる活用促進」と、2番、「広域化など組織体制の強化と事務負担軽減」、これはかなり議論されました。3番が、「複数の支払制度の活用や他施策との連携による相乗効果の発揮と取組の高度化」、4番が、「施策の効果のより効果的なPR」と、このようなどころが出されています。細かい内容は申し上げませんが、こういったところが日本型直接支払制度の3つの中で、共通にこれからやっていこうという話で、農水省のホームページで先ほど公開されましたので、後で皆さん、見ておいていただければよいかなと思います。

それから、もう一点、これは情報提供でもありますが、農水省の方から、11月27日、3日前に、2020年の農業センサスの結果が出ています。この農業センサスの結果を見て、私もあらた

めて驚いたというか、こうなるだろうなというのは、今の段階では仕方ないとも言えるのですが、何かというと、例えば年齢別の基幹的農業従事者数の構成というのがあります。私も毎年の動態調査で140万人ぐらいだということを理解していたのですが、今回、令和2年の数字が136万1,000人と出ました。5年前は175万7,000人ですから、39万人、約40万人減少しているのですね。136万人のうち、実は65歳以上が94万9,000人という状況です。これが日本の今の基幹的農業従事者の現実です。

私が何を言いたいかというと、我々、これから5年間、この環境保全型農業直接支払交付金というのを見ていかなければいけないのですが、そのときに、恐らく第2期の5年ぐらいは、今のままの形で検討していても、大丈夫なのだろうと思います。ただ、65歳以上の約100万人、95万人の方が、その5年間に、上の方から少しずつ現場から離れていくという形になったときに、第3期というのがあるのかどうか分かりませんが、2期から3期、その5年の間に恐らく実際の現場では、ものすごく人手が足りなくなるか、厳しい状況になると思います。先ほど委員が御指摘されましたとおり、これは非常に良い仕組みをつくっているのですが、その仕組み自体を維持していくことが、現場の人手不足だとか、高齢化により、相当厳しくなる段階がもう待たなしで迫ってきているということです。我々の行うこの2期の対策というのは、そうした状況も考えておかなければいけないなということです。

ですから、136万人のうち、約100万人が65歳以上で、その人たちが、これはできるのだろうか、それ以外の人たちに移るときにどうしたら良いのだろうかといろいろなことを考えていかなければならない。この辺を、後ほど結構ですので、委員の皆様も、2020年の農業センサスが3日前に概要を公表されていますので、併せて見ていただけたら、第1回としては、全体の方向がうまく考えられるのではないかなと思います。

私の方はこのくらいですので、事務局の方に何か補足で、あるいは今までの話、それから、今後の予定も含めてございましたら、いかがでしょうか。

**(事務局)** ありがとうございます。とても重たい御指摘を頂いたと認識をしております。

第1期の最終評価の取りまとめの中でも、取組を拡大するに当たっての課題というようなところを農業者の方にもアンケートを取っているんですが、その中でも、労力が足りないといったところは指摘をされておりまして、これから、おっしゃるように高齢化がどんどん進んでいく中、あるいは農業従事者がどんどん減っていく中で、慣行と比べて労力がかかると言われている環境保全型農業をどのように広げていくかというところを、我々は十分に考えていかなければいけないところだと認識しております。

今後の進め方というか、今後の予定についてお話をさせていただきます。

今回の委員会、年明け、2月ないし3月頃に開催させていただければと考えているところです。具体的な日程については、また皆様に御予定をお聞きしまして、調整をさせていただければと思っております。その際はよろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

**(委員)** ありがとうございます。

それでは、本日の委員会をこれで終わりにしたいと思いますが、その前に1つだけ、委員会の正式な機能として、提案された案を承認するという形で合意形成をしておく必要がありますので、本日の場合、資料3、環境保全型農業直接支払制度に関する第三者委員会の進め方、それから、資料5、環境保全効果（生物多様性保全効果）調査の進め方、この2つの案については、皆さん、御承認いただいたということによろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**(委員)** ありがとうございます。

それでは、御承認いただいたということで、本日の議事をこれで終了したいと思います。

もしほかに何かございますか、大丈夫でしょうか。

それでは、ここで事務局に戻したいと思います。

本日は円滑な進行に御協力いただきまして、本当にありがとうございました。

**(事務局)** どうもありがとうございました。

それでは、最後に当課、農業環境対策課長より御挨拶を申し上げます。

**(横地課長)** 農業環境対策課長の横地でございます。

委員会の閉会に当たりまして、一言御礼の御挨拶をさせていただければと存じます。

本日の委員会、第1回ということで、比較的事務局からの御説明が多くて、大変恐縮でございました。盛りだくさんというようなことでございましたけれども、先生方から非常に核心をつく、大変御熱心な御議論、それから御助言を賜りまして、本当に心から感謝申し上げます。

また、今後の検討等の方向性についても御承認いただいたということでございまして、今後、事務局としてもしっかりとこの方向性に沿って議論していただけるように努めてまいりたいと存じます。

御案内のとおり、農業環境政策に関しましては、SDGsや環境を重視する国内外の動きが既に進みつつありまして、今後もこれが加速していくというふうに見込まれてございます。日本として、持続可能な食料供給システムを構築して、国内外を主導していくということが非常

に大事だというふうに考えてございます。

また、来年でございますけれども、令和3年には、様々な国際関係のイベントも予定されておるところでございます。生物多様性条約の締約国会議、COP15とか、気候変動枠組条約のCOP26、また、来年秋と言われておりますけれども、国連食料システムサミットなど、環境関連の国際会議が相次いで開催される予定でございます。こうした情勢を踏まえて、農林水産省では、冒頭で安岡から御案内申し上げましたが、「みどりの食料システム戦略（仮称）」、この検討を既に開始しているところでございます。

翻って、この本日御議論いただいた環境保全型農業直接支払制度でございますけれども、地球温暖化防止、あるいは生物多様性保全などに効果の高い営農活動、これを支援する制度でございます。第1期の第三者委員会での御議論を踏まえて、昨年8月に最終評価という形で公表させていただきましたけれども、本制度で支援している各種の取組が地球温暖化防止、それから、生物多様性保全、これに貢献しているということが科学的に見える化することができたということで非常に大きな効果だったと、成果だったというふうに考えております。

今後もこうしたことをベースにして、この制度を通じて、環境保全型農業の持続的な普及、推進、これを図ってまいりたいと考えております。この点、昨今の情勢を鑑みるまでもなく大変重要であるというふうに認識しているところでございます。

委員の皆様には、さらに今後、また御議論いただいてということをお願いさせていただくところでございますけれども、第2期の制度評価に向けた御議論をさらに進めていっていただいて、本制度がよりよいものに発展していくことができるように、お力添えと御指導を頂くよう心からお願い申し上げまして、本日、閉会の挨拶とさせていただきますと存じます。

本日は大変お忙しい中、また、ウェブ会議ということで、比較的やりづらい中、本当にありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。

**(事務局)** それでは本日の会合はこれで閉会いたします。

どうも皆様、ありがとうございました。

午後5時11分 閉会